

認定 NPO 法人へのご寄付者税制優遇制度について

「引退馬協会」は、千葉県より「認定 NPO 法人」としての認定を受けています。これにより、「引退馬協会」にご寄付をいただいた場合、寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができます。これら税制上の優遇措置を受けるには引退馬協会発行の「寄附金受領書」（領収証）が必要です。

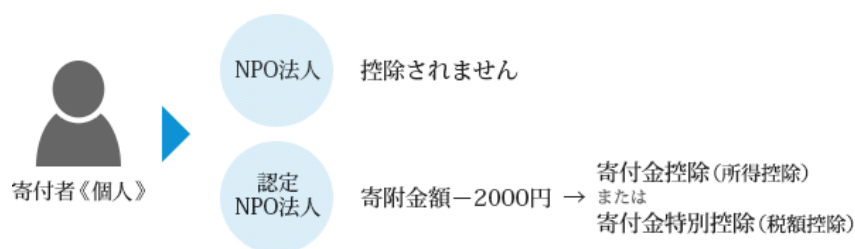
一般会員・FP 会員の会費、引退馬ネットの各サポートハウス団体宛の会費・寄付は優遇税制の対象外です。

引退馬協会においては寄付として送金されたもの、及び 2015 年 2 月に新設された「後援会員会費」が優遇税制の対象となります。

個人からのご寄付の場合

個人所得税の寄付金控除について

個人が、各年において支出した認定 NPO 法人に対する寄付金で、その寄付額が 2,000 円を越える場合には、確定申告をすることで、寄付金控除（所得控除）または寄付金特別控除（税額控除）のいずれかが選択出来ます。



■ 年収 500 万円の世帯（夫婦と子供 2 人）における、実際の減税額

	1 万円の寄付	5 万円の寄付	10 万円の寄付
所得控除 (寄附金額-2,000 円) × 10%	800 円	4,800 円	9,800 円
税額控除 (寄附金額-2,000 円) × 40%	3,200 円	19,200 円	39,200 円

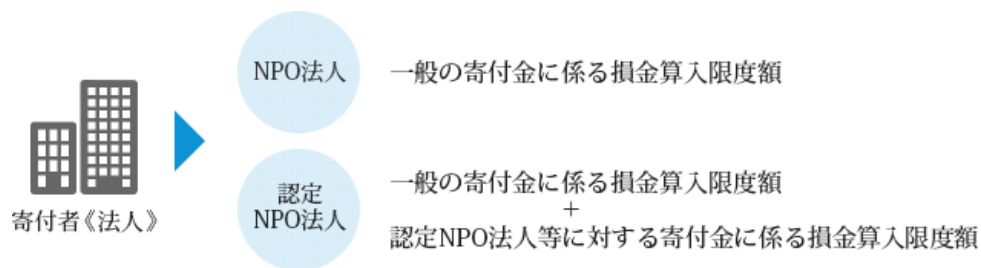
多くのケースでは【税額控除】のほうが控除額が多くなりますが、“高額所得者が、ある程度の額以上を寄付したとき”に【所得控除】を選んだほうが減税額が大きくなる場合があるため、どちらかを選べるシステムがとられています。

個人住民税（地方税）の寄付金控除について

認定 NPO 法人に対する寄付での控除には、【所得税】からの控除と【住民税】の控除の、ふたつがあります。所得税からの控除は、所得税を支払っている場合はどなたでも対象となりますが、住民税からの控除は各自治体によって異なります。詳細は、お住まいの市区町村または都道府県までお問い合わせください。

法人からのご寄付の場合

法人税の算定において、認定 NPO 法人等に対する寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金と同様に取扱い、一般の寄付金とは別枠で寄付金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金に算入されます。



相続または遺贈により財産を取得した方が相続財産を寄付する場合

相続税の算定において、認定 NPO 法人に対し相続税の申告期限内に寄付した相続財産は、一定の場合を除いて、相続税の課税対象から除かれます。この措置を受けるためには、相続税の申告書に、引退馬協会が発行した領収書を添付して所轄税務署に提出します。詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。